



2014 年 12 月 18 日

報道関係者各位

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

2020 年代に向けた情報通信政策の在り方に関する検討についての意見申出書提出について

本日(平成 26 年 12 月 18 日(木))、総務大臣に対し、2020 年代に向けた情報通信政策の在り方に関する検討についての意見申出書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

提出した意見申出書は別紙のとおりです。

以上

～本件に関するお問合せは下記までお願いいたします～
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
第1業務部 担当:伊澤 TEL:03-3566-8200

意見申出書

平成 26 年 12 月 18 日

総務大臣 殿

郵便番号 104-0031
(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし
住 所 東京都中央区京橋一丁目 12 番 5 号
(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん にほん
氏 名 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
りじちょう にしじょう あつし
理事長 西條 温
連絡先 第 1 業務部 電話番号 03-3566-8200

電気通信事業法第 172 条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 19 番 2 号 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号 山王パークタワー
申出の内容	<はじめに> 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」といいます。)のサービス卸はNTT東西のボトルネック設備を利用して提供される「指定電気通信役務」に該当し保障契約約款の事前届出義務や公表義務等が課されていますが、同時に相対契約による提供が可能となっており、NTT東西は、サービス卸に係る料金その他の提供条件については当初から非公表と表明しています。 こうした中、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(12 月 18 日)において、「料金その他提供条件の適正性及び公平性が十分に確保される」と共に、「外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当」とされています。 しかしながら、約款化や公表などを含めて詳細な提供条件や運用等について透明

	性を確保するための措置についての議論は未だ尽くされておらず、答申においてもサービス卸に対する具体的措置についての記述はなく、「十分な」透明性を確保し得ないのではないかと懸念が残ります。 仮に今回の答申を受けて、ルール整備が不十分なまま、なし崩し的にサービス卸の提供がなされれば、株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」といいます。）を始めとしたNTTグループが既存の電気通信事業者からユーザーを奪って囲い込みが進むだけで、これまで積み上げられてきた公正競争環境が損なわれると共に、NTTグループがサービス卸を通じて展開する全国画一的なサービスが、地域の特性を織り込んだ多様性を駆逐してしまう虞があります。 ケーブルテレビは、日本国世帯の半数以上が視聴している地域密着の放送サービスを支える社会インフラとして、また、NTTとは別の通信サービス加入者アクセス網を有する日本国のダイバーシティを兼ね備えたインフラとして位置づけられていると考えられ、地域における総合メディアサービス事業者として地域の自律性・多様性確保のためにも持続的発展が必要であると考えています。地域コミュニティDNAを持つケーブルテレビは今後も率先して一層の研鑽を重ねていく所存ですが、このままでは利用者の負託に応えるべく健全な事業運営に支障をきたしかねません。 先般提出した本答申（案）への意見応募の結果、2020 年代にふさわしいICT基盤の姿として、『ケーブルテレビ・電力系の電気通信事業者等の多様なプレーヤーによるICT基盤が維持・発展し、人口減少や過疎化が進む地域においてもニーズに応じた多様なICTサービスが提供されることにより、地方の創生にも資することが期待される』と追記され、地方創生を実現していく上でケーブルテレビが果たすべき役割について意を新たにしているところです。 つきましては、ケーブルテレビが 2020 年代に向けて地域のニーズに応えながら、地域の公共福祉の増進に積極的に寄与していくために、意見申出書を提出致します。 <申出事項> 本申出は、NTT東西のサービス卸に関し、公正な競争環境を確保するために、以下のルールを整備した上で、NTT東西によるサービス卸およびNTTドコモによる「ドコモ光」の営業活動が開始されるよう要望するものです。また、ルール整備を行うにあたっては、有識者や関係事業者も交えた十分な議論を行うべきと考えます。 1. NTT東西のサービス卸の料金その他の提供条件については、十分な透明性・公平性を担保する必要があることから、卸電気通信役務であっても相互接続と同等の事前認可として約款の作成、公表義務を課していただきたいと考えます。 2. サービス卸の提供によって、NTT東西およびNTTドコモといった禁止行為規制
--	--

	対象事業者同士が連携することが発表されていますが、サービス卸を通じた不当なNTTグループ連携、例えば①NTTグループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、②NTT東西からNTTグループ各社への不透明な営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇、③サービス卸に係る業務委受託を通じたNTT東西の受付・運用等のリソースのNTTドコモへの転用、等がなされないよう適切に監視しチェックする体制を整えていただきたいと思います。 3. サービス卸の開始にあたり、移動通信サービス販売による更なるキャッシュバックの積み上げや固定通信サービスと移動通信サービスの逸脱したパッケージディスカウントがなされることのないよう、過度のキャッシュバックを規制する仕組みあるいは具体的な監視の方法を構築すると共に、事後に発動される業務改善命令制度とは異なる予見的な行政指導等の手順を講じていただきたいと思います。 4. 以上のルール整備がなされる時期を踏まえて各事業者がNTT東西の光アクセスを同等に利用できるよう、NTT東西に対して適切な開始時期を指導いただくために必要な行政手続きを実施いただきたいと思います。
申出の理由	仮にNTT東西のサービス卸について、ルール整備が不十分なまま提供された場合には、以下の理由に述べるとおり、これまでに整備されてきた公正競争ルールを逸脱することとなり、2020年代に向けた情報通信のめざす姿を実現するにあたり必要不可欠となる公正競争の確保に支障をきたすものと考えます。 1. これまで整備されてきたNTT東西に対するルールが形骸化することで、設備競争へ重大な悪影響を与えること NTT東西の光アクセス設備は、他事業者が同等の規模で構築することが極めて困難なボトルネック設備であることから、当該設備の他事業者への提供条件については公正な競争環境が確保されるよう、「相互接続制度」として厳格に規律され、NTT東西の光アクセス設備は、そのボトルネック性から第一種指定電気通信設備としての指定を受けていると承知しています。 また、NTT東西はサービス卸について、サービスレベルでの市場開放を推進することで光ファイバの普及を促進する施策であると謳われていますが、実際にはNTT東西による設備レベルでの独占的集中に拍車をかけ、他の競争事業者の設備投資インセンティブを損ない、もって設備競争を消滅させるものであるとも考えられます。 それゆえ、光アクセス設備の接続料が認可制であることを踏まえると、サービス卸の料金その他の提供条件についても「相互接続制度」と同様に公表義務を伴う事前認可制であるべきと考えます。

	2. NTTグループ内における不当な連携がなされる虞があること NTTドコモが 10/31 に他社に先駆けてサービス卸を利用したドコモ光を2月に提供開始すると発表するなど、事前にNTTグループ内でサービス仕様や提供条件を共有し、予め準備を進めていたのではないかと疑念が残ります。 それゆえ、NTTグループ以外の事業者が同じ時期に提供を開始するために十分な期間が設けられていたか、事前にNTTグループ内に対してのみ情報の共有や開示がなかったか等、不当な優遇がなされていないかを確認する必要があると考えます。 サービス卸を通じた不当なNTTグループ連携が実施されているのではないかと疑念を残さないためにも、適切に監視しチェックする体制の整備が必要と考えます。 3. 大規模プレーヤーによる市場支配の虞があること NTT東西によるサービス卸の提供開始に伴い、大きな顧客基盤を持つ携帯電話事業者やその他大規模プレーヤーが、相応の設備投資リスクを負うことなくサービス卸を利用する事態を招く可能性があります。NTTドコモはNTT東西によるサービス卸を利用した「ドコモ光」あるいは自社モバイルサービスとセットにした「ドコモ光パック」を 2015 年 2 月に提供開始すると発表し、ソフトバンクグループもNTTドコモと同様のサービスを同時期に提供する予定と発表しています。 サービス卸に係る料金その他の提供条件の透明性や公正競争を確保するために必要な措置が取られないまま、なし崩し的にサービス卸の提供が開始された場合、大規模プレーヤー、特に携帯電話事業者が参入すると、大きな顧客基盤や圧倒的な資金力を背景として、過度のキャッシュバックあるいはパッケージディスカウント等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における公正な競争を歪め、携帯電話事業者による固定通信市場の市場支配を招く虞があります。 また、自らリスクを負い設備を構築することで固定通信市場での設備競争およびサービス競争を展開してきたケーブルテレビ事業者や電力系事業者等、地域に密着し今後の地方創生を支えるべき電気通信事業者が淘汰されることになりかねず、長い期間をかけて積み上げられてきたこれまでの競争政策の成果が瞬く間に失われ、料金の高止まりやサービスの画一化といったマイナスの連鎖を引き起こすことになりかねません。 それゆえ、固定通信サービスと移動通信サービスの逸脱したパッケージディスカウントや移動通信サービスとのセット販売による更なるキャッシュバックの積み上げがなされることのないよう、公正競争の確保に向けて、事前に適正かつ透明な手続きを通じた制度的措置を講じることが必要だと考えます。
--	--